



上記QRコード、または右下の文字
入力により携帯電話・SPからもホ
ームページがご覧になります。

松の丘だより

<http://www.ueis.ed.jp/school/yonan>

宇都宮市立陽南小学校

第 6 号

令和 7 年 1 月 5 日

校長 高野 敏子

美しい紅葉を見せていた校庭の木々たちが葉を落とし、冬の訪れを感じるようになりました。朝晩の冷え込みが厳しくなり、風邪やインフルエンザの流行が心配な季節です。学校では、引き続き感染症予防と対策に努めてまいります。皆様も体調管理に十分ご留意ください。

「子どもボランティア活動」へのご協力、ありがとうございました！

11月25日（火）に2年生と5年生、27日（木）に3・4年生となかよし学級、12月2日（火）に1年生と6年生が、「子どもボランティア」として、毎年恒例の落ち葉掃きを行いました。なかよし学級と1～5年生は校庭、6年生は学校周辺の歩道を清掃し、全校児童が分担・協力して、学校の周りをきれいにすることができました。

学校からのボランティア募集に応じて参加してくださった保護者の皆様、地域の皆様、大変お世話になりました。



第2回オープンスクール(学校公開)で「ボランティアさん感謝の会」を実施しました！

11月26日（水）3校時に、児童会主催の「ボランティアさん感謝の会」を実施しました。日頃から様々な場面でお世話になっているボランティアの皆様をご招待し、子供たちが感謝の気持ちを伝える全校集会です。今回は、各団体の代表者20名の方が参加してくださいました。

★ プログラム ★

- 1 始めの言葉
- 2 ボランティアさんの紹介
- 3 感謝の手紙とメダルの贈呈
- 4 ふれあい委員会のハンドベル
- 5 全校合唱「翼をください」
- 6 全校児童の呼びかけ
- 7 ボランティアさんからの一言
- 8 校長先生のお話
- 9 終わりの言葉

☆ 参加ボランティア団体 ☆

- C B A • まつぼっくり
- 陽南地区自主防犯パトロール隊
- 陽南中部地区防犯パトロール隊
- クラブ支援
- 第一公園見守り
- きっずべーす
- 交通指導員
- 横川っぺ（よかつっぺ）
- 学校支援ボランティア



この催しは、昨年度からオープンスクールで公開しています。ご参観くださった保護者の方からは、「子供たちの歌声に感動しました。」「ボランティアさんの挨拶で子供たちへの思いを知り、親として大変有難く思いました。」「とても心温まる会だったので、参観してよかったです。」などの声が聞かれました。皆様からいただいたアンケートのご意見は、「さくら連絡網」でも配信していますので、どうぞご覧ください。これからも、『感謝の心』を育てていきたいと思います。

6年生が修学旅行に行ってきました！(鎌倉・東京方面)

11月20日（木）～21日（金）の2日間、6年生は修学旅行に行ってまいりました。1日目の鎌倉班別活動では、班ごとに計画を立てたコースを回り、仲間と協力して安全に活動することができました。夜は横浜の中華街で夕食を食べ、ホテルではそれぞれの部屋で友達と楽しい時間を過ごせたようです。2日目は東京に移動し、ANA Blue Bass ツアーに参加した後、国會議事堂の食堂で昼食をとって見学をしました。社会科の教科書に載っている写真と同じだ！と喜ぶ姿が微笑ましかったです。普段とは違う様々な出来事を体験する中で、子供たちは多くの学びを得ることができたのではないかと思います。保護者の皆様のご支援・ご協力に感謝申し上げます。



秋の遠足シーズン 1～4年生

1年生は、10月27日（月）に、宇都宮動物園へ行きました。たくさんの動物たちと触れ合い、えさやりの体験をしました。午後は遊園地エリアの乗り物で、班の友達と一緒に楽しみました。



2年生は、10月30日（木）に、コジマ子どもサイエンスパーク（栃木県子ども総合科学館）へ行きました。リニューアルしたプラネタリウムを見学し、館内でグループ活動を行いました。午後は、冒険広場で伸び伸びと遊ぶことができました。



3年生は、11月11日（火）に、カルビー清原工場と大谷へ行きました。工場見学では、社会科の授業で学習したことを実際に確かめることができました。大谷寺や大谷資料館では、宇都宮の歴史に触れ、郷土のよさを感じることができました。

4年生は、10月23日（木）に、那須へ行きました。那須疎水や那須野が原博物館を見学し、千本松牧場ではバター作りを体験しました。自分で作ったバターは格別においしかったそうです。どの学年も晴天に恵まれた楽しい遠足となりました。お弁当の準備、ありがとうございました！

児童虐待防止について

11月は「児童虐待防止推進月間」でした。宇都宮市ではオレンジリボン運動を推進し、「児童虐待のない社会の実現」を目指しています。「児童虐待防止等に関する法律」において、児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類と定義されていますが、いずれも著しい人権侵害です。たとえ我が子のためだと考えていても、子供が耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待となります。もし子育ての悩みがある場合は、独りで悩まず誰かに相談することが大切です。また、周りの大人が少しの異変にも気付き行動を起こすことで、子供たちを守る必要があります。すべての子供たちが明るい笑顔で毎日を安心して過ごすことができるよう、学校・家庭・地域の連携を高めていきましょう！なお、児童虐待の疑いがあるケースを発見した場合、学校には通告する義務がありますので、どうぞご理解ください。